

(別添4)

多重債務問題解決支援事業

1 目的

多重債務問題については弁護士等の法律専門家が示す解決方法が迅速で確実であることから、多重債務を抱え解決策を見出せないで困っている県民に対し、全県を対象に弁護士無料相談の機会を提供し、債務整理の指針を早期に示し、安心した生活に資することを目的とする。

2 主催

岩手県及び岩手弁護士会の共催により実施する。

3 費用負担

岩手県と岩手弁護士会とが相互協力して実施するもので、費用についてはそれぞれ応分の負担とする。

4 その他

- (1) 実施日時、会場、時間、様式、対応を要する事項等の詳細については、別途、各年度において定める「多重債務者弁護士無料相談実施要領」によることとする。
- (2) この事業は、市町村の相談機関の利用も可能とし、その場合は当該相談機関の相談員もできる限り同席することとする。
- (3) 以上により難しい事情が生じたとき、又は疑義が生じたときは、岩手県、岩手弁護士会で協議するものとする。